

産労政第567号
令和2年3月26日

埼玉県商工会議所連合会 会長] 様
県内各商工会議所 会頭]

埼玉県知事 大野元裕
(公印省略)

今週末における不要不急の外出の自粛等について（依頼）

県政の推進につきましては、日頃格別の御支援・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
また、新型コロナウイルスの感染拡大防止について御協力をいただき、重ねて感謝申し上げます。

さて、本県はまだ急激な拡大やクラスターが次々と生まれる状況や感染経路が不明な方が多く発生する状況にありません。一方、外国のケースを見ると、急激に発生する時期には数日という短い範囲で数十倍にも患者が拡大しており、このような状況に至る前に対処することが肝要です。

そこで、この週末（3月28日、29日）における不要不急の外出を控えていただきますよう、県内企業やその従業員の方に周知をお願いいたします。

また、買い占め等の混乱も懸念されることから、消費者の皆様に商品が行きわたるよう販売方法等に工夫をしていただくとともに、引き続き在宅勤務や時差通勤などの感染症対策を取っていただくよう重ねて周知をお願いいたします。

なお、令和2年3月19日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では被害をできるだけ小さくするための提言が取りまとめられました。この提言を踏まえ、改めて、別紙について県内企業に周知いただき、協力を要請するなど感染の拡大防止に御協力くださるようお願いいたします。

[参考]

- 別紙1－1 記者会見での知事発言要旨（3月26日）
- 別紙1－2 陽性者数の状況
- 別紙2－1 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言【抜粋】
- 別紙2－2 多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例
- 別紙2－3 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

担当：産業労働政策課 商工団体担当
電話：048-830-3721
メール：a3710-02@pref.saitama.lg.jp

別紙 1

記者会見での知事発言要旨（3月26日）

埼玉県として、県民の皆さんに申し上げます。この週末の不要不急の外出を自粛していただけますようお願いします。

県としてはこれまで、国や市町村とも協力して、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぎ、流行のピークを遅らせるために必要な措置を、常に先手を打つ形で進めてまいりました。

その一方で、経済や学校等の社会生活を停止させることの影響とのバランスも考え、どのような活動が可能なのか、あるいは抑制すべきなのかについて、専門家のご意見も踏まえて検討してまいりました。

他方、昨日、小池都知事からは会見を行う直前に電話でお話をし、東京の感染状況についての懸念も共有したところであります。別添のグラフではをご覧ください。東京都の感染者がは、このところ急激に上昇する傾向を示し始めています。

埼玉県はまだ急激な拡大やクラスターが次々と生まれる状況、あるいは感染経路が不明な方が多く発生する状況にはありませんが、最初の感染者の発生日をゼロとすると、東京と同様の傾向を示しています。また、東京都と埼玉県の間では頻繁に人や物が往来しており、東京の状況と無関係とは考えません。

その一方で、スペインのケースを見ると、急激に発生する時期には数日という短い期間で数十倍にも患者が拡大しています。このような状況に至る前に対処することが肝要と考えています。

各地域からの報告ですが、先々週の週末から県内でも人出が増加していると聞いています。潜伏期間から見ると、若干人出が増え始めた時期と、東京都の感染者増加が重なってきていることも懸念されます。

このため、専門家の方々にも相談をさせていただき、爆発的な感染に入る前に不要不急の外出を自粛していただくことが、少しでも感染のピークを遅らせるために必要と決断いたしました。県民の皆さんにはご不便をおかけいたしますが、まずはこの週末の外出自粛という措置を行い、その後

の状況を冷静に見極めたいと考えます。

なお、生活必需品の買い物、散歩やストレスのたまるお子様の公園での遊びなどは、自粛の対象ではありません。しかしこの場合でも、帰宅した際の手洗いや咳エチケットなどは必ず行ってください。

なお、昨日の専門家会合では、現在の埼玉県の感染状況を詳細にお示しましたうえで、学校の再開等について必要な措置についてご指摘をいただきましたところ、月末までの期間に首都圏の感染状況も見据えつつ、4月以降の学校や県内施設等の再開については肅々と準備を進めながらも、4月頭に判断を行いたいと考えております。

その一方で、現在の埼玉県の陽性者発生状況から考えても、大規模イベントの自粛要請は、専門家の皆様のご意見も踏まえ、継続する必要があると判断しております、4月19日までの自粛について引き続き要請いたします。

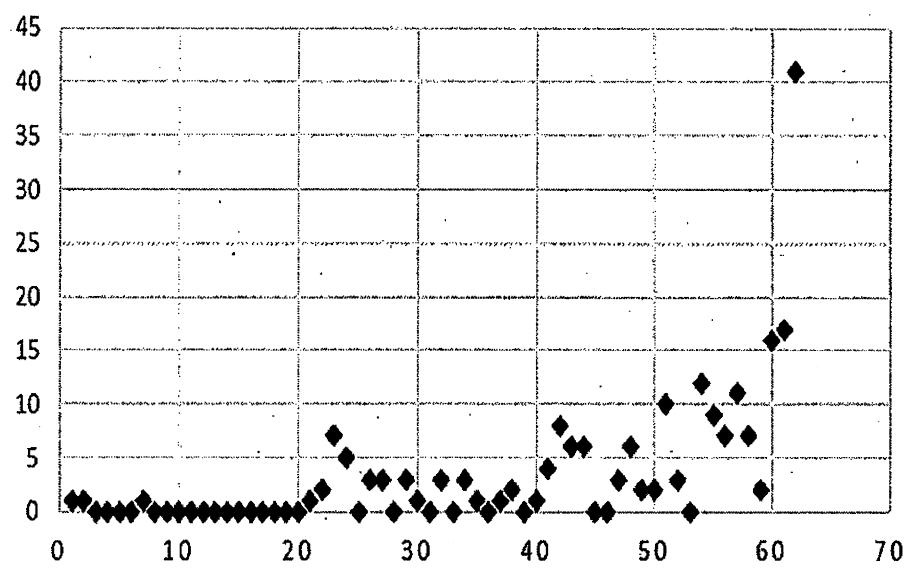
また、事業者の皆様におかれましては、買い占め等による混乱も懸念されることから、食料品・日用品等の販売についてより多くの消費者の方に商品が行きわたるよう販売方法等に工夫を凝らしていただくとともに、引き続き在宅勤務や時差通勤などの感染症対策に万全を期していただくよう対応をお願いいたします。

改めて、県民の皆様には大変なご迷惑をおかけいたしますが、ご協力を
お願い申し上げます。

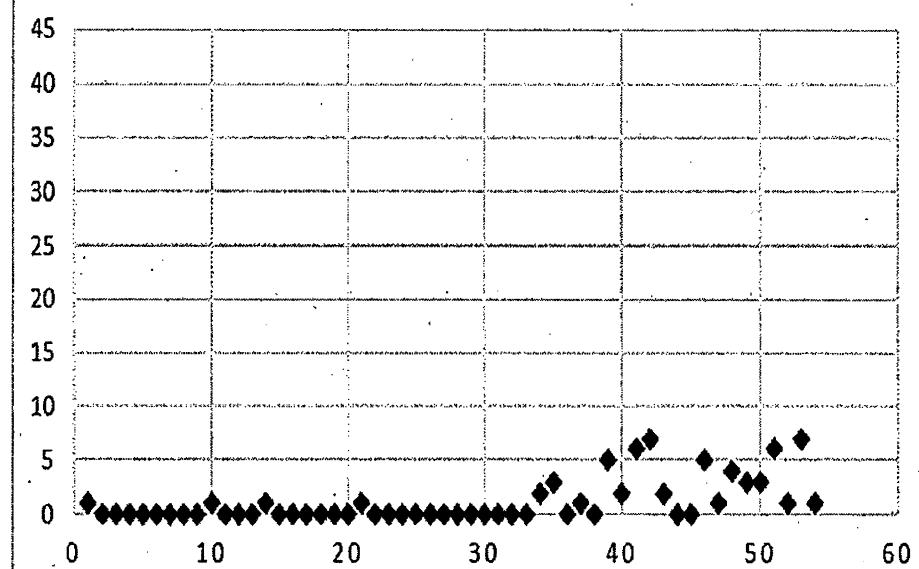
書式を変更: フォント:(英)MSゴシック,(日)MSゴシック,13pt

陽性者数の状況（東京都・埼玉県）

東京都の陽性者数（公表日ベース）



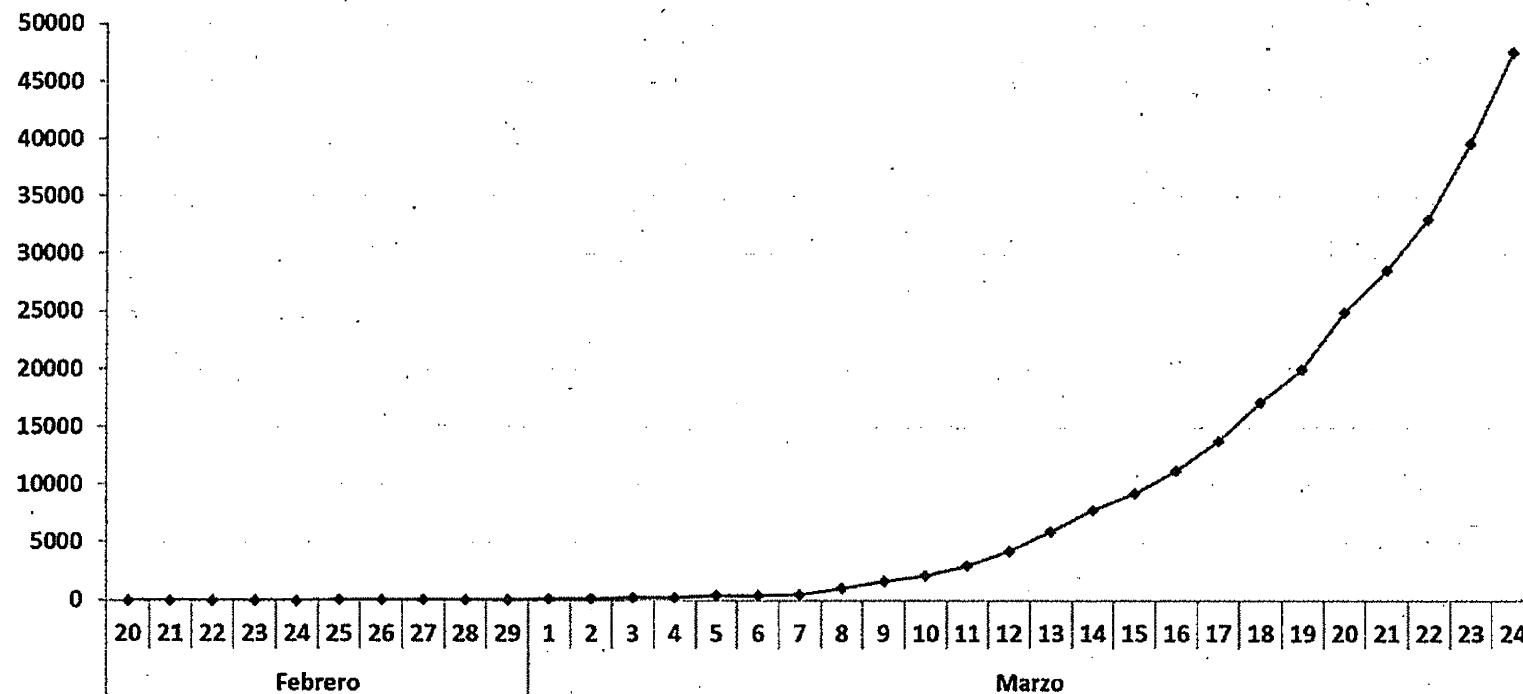
埼玉県の陽性者（判明日ベース）



スペインの陽性者推移

Ministerio de Sanidad, Consumo y Bienestar Social発表

Casos acumulados por fecha de notificación



Fuente: RENAVE. ISCIII-CCAES

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（3月19日）【抜粋】

以下は、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が、被害をできるだけ小さくするためにまとめた提言から抜粋したものです。

既に御協力を願いしているところですが、急激な感染拡大を防ぐため、改めて御対応をお願いいたします。

- 1 最も感染拡大リスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）での行動の抑制
- 2 発熱などの風邪症状が見られる従業員が休みやすい環境の整備
- 3 テレワークや時差通勤の活用推進
- 4 学校が休校になった際の保護者である従業員が休みやすい環境の整備
- 5 イベント開催の必要性の検討
- 6 従業員の集団感染の予防への十分な留意（別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」参照）
- 7 海外出張から帰国した従業員の健康状態の確認（2週間）、体調に変化があった場合には、別添「受診の目安（令和2年2月17日厚生労働省公表）」を参考にした適切な対応の周知徹底

別添

【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場合はマスクを着用させる」など）

2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合は、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

- 食事の提供は、大皿などの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
 - なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- (妊婦の方へ)
妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
- (お子様をお持ちの方へ)
小児については、現時点では重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。
- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様にかかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。